

○農林水産省告示第三百七十六号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第八に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第八百八十六号(スペイン国産レモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(一)中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動物植物」に改め、同(三)及び(四)を削る。

四の(一)中「低温処理施設又は低温処理コンテナ」を「スペイン国内の低温処理施設(以下「低温処理施設」という。)又は海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ(以下「低温処理コンテナ」という。)」に改める。

六中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、六を七とする。

五の(一)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されたこととの確認は、スペイン国植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。

ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあつては、当該施設において四の消毒が行われたことを確認すること。

イ 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出港においては四の消毒が開始されたことを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

正 誤

ページ段 行 誤 正

平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百七十六号
(スペイン国産レモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五八 一 一 九 別表二 別表一